

和達容子君学位請求論文審査報告

和達容子君が提出した学位請求論文「欧州統合とEU環境政策——問題解決から見たEU・国家の共存関係」は、欧州連合（EU）が新たな政治体として進化を続ける中で経験した超国家性と国家主権の相克およびそこから紡ぎだされた現実と問題解決への教訓について、EU環境政策立法過程の事例を中心に検討したものである。本論文は、EU・国家関係という欧州統合研究における基本テーマを一貫して据えると同時に、国境を超えた環境問題への取り組みに関する事例研究を含んでおり、環境政策研究としての側面も持つものとなっている。

本論文は、A4判で本文一九四頁、参考文献二四頁からなっている。その一部はすでに和達君が本学法学研究科在籍中から『法学政治学論究』、『日本EU学会年報』といった査読付きの学術雑誌に発表した論文等を土台としているが、これらを大幅に加筆修正し、体系化させたものが今回提出された論文である。本論文の構成は以下の通りである。

一・論文の構成

序章 本稿の目的と構成

一、問題意識と本稿の目的

二、本稿の構成

三、欧州統合理論との関係

第一章 EU環境政策の誕生と発展

一 環境行動計画を中心にして

二 EC環境政策の導入に至る経緯

三 第一次環境行動計画から第三次環境行動計画まで

四 単一欧州議定書の採択と第四次環境行動計画

五 環境政策の地位の急上昇

六 マーストリヒト条約と第五次環境行動計画

七 第六次環境行動計画の概略と方向性

（一）第六次環境行動計画の文脈

（二）戦略的アプローチ

（三）四つの優先領域

（四）第六次環境行動計画の採択

七、EU環境政策の変遷

一 政策アプローチの変化という視点

八、小括

第二章 EU環境立法・政策決定過程に係る組織と手続き

― 超国家的組織の制度的特徴

一、はじめに

二、EU 政策の種類と環境政策

三、基本条約における EU 環境立法・政策決定手続き規定

四、EU 環境立法・政策決定過程における主要機関とその

関係

(一) 欧州委員会

(二) 欧州連合理事会

(三) 欧州議会

(四) 欧州司法裁判所

五、EU 環境政策における超国家性と国家の共存関係とい

う視点

(一) 加盟国の相違は合意への障害なのか

(二) EU 環境政治における主導国の交代?

(三) 相違にもかかわらず EU 加盟国は合意に至る

(四) EU 環境政策における加盟国の多様性と意義

六、EU 環境政策と東方拡大

七、小括

第三章 EU における補完性原則と環境政策

― マーストリヒト条約下の議論を中心に

一、はじめに

二、EC 公式文書における補完性原則

(一) 補完性原則の起源

(二) マーストリヒト条約採択以前

(三) マーストリヒト条約採択以降

三、欧州統合と補完性原則

四、EU 環境政策における補完性原則

五、小括

第四章 EU 環境政策における民主的正統性

― ガバナンス白書から考える

一、はじめに― ガバナンス白書のめざすもの

二、EU 環境政策の正統性と参加の関係

(一) EU 政策の正統性要件

(二) 環境問題解決における参加の意義

(三) 市民の参加と民主主義との関連

三、EU 環境ガバナンスにおける参加

(一) EU 政策過程における広義の参加

(二) オーフス条約

(三) オーフス条約に係る EU の対応

(四) オーフス規則の採択

(五) オーフス規則の課題

四、オーフス規則の文脈と欧州統合

(一) 民主主義的手続きを導入するオーフス規則

(二) 問題解決を促すオーフス規則

五、張り巡らされた参加機会と政治共同体としての EU の

限界

六、小括

第五章 規則採択過程と政治問題のイシュー・リンケージ

― 欧州環境機関の設立を事例として

一、はじめに

二、規則案の提出から採択までの経緯

(一) EC委員会の規則案と加盟国の反応

(二) 欧州議会の意見と規則の採択

三、欧州環境機関の所在地をめぐる議論

(一) フランスの主張

(二) 妥結への道程

四、欧州環境機関の設立規則採択過程における問題点

五、小括

第六章 環境保護と自由貿易

― 国家による環境保護的措置とEC域内市場との両立

一、はじめに

二、ECにおける環境保護の重要性の推移

(一) EC政策における環境保護への配慮

(二) ECによる環境保護の可能性と限界

(三) 欧州司法裁判所判例による条約解釈の発展

― デンマーク容器事件判決を中心に

三、共同体立法による環境保護と自由貿易原則の両立の試み

(一) 共同体立法採択の法的根拠

(二) EC立法過程

四、小括

第七章 オゾン層保護問題とEC

― ECの対外行動と域内調整の課題

一、はじめに

二、オゾン層保護対策とECの動き

(一) オゾン層破壊問題の出現と保護対策の開始

(二) 国際的枠組みの形成過程

(三) EC内の分裂

(四) ECの転換

(五) ECのリードする国際的規制へ

三、オゾン層保護対策をめぐるECの政治的課題

(一) EC対外行動の問題点

(二) ECの政策決定過程とEC加盟国民の意思

四、小括

第八章 EU気候変動政策とエネルギー

― 内在する国際的リーダーシップの脆弱性

一、はじめに

二、気候変動枠組み条約および京都議定書をめぐる国際交渉の経緯

三、ポスト京都交渉を視野に入れたEU気候変動政策の概要

要

四、EUエネルギー政策と環境配慮

(一) 欧州エネルギー政策

(二) エネルギー政策を取り巻く政治環境の変化とEUの対応

五、 「気候変動と再生可能エネルギーに関する立法パッケージ」をめぐる政治動向

六、 EUと国際環境政治

七、 小括

終章 EU環境政策におけるEU・国家関係に関する試論

一、 欧州統合の潮流と環境政策の接点

二、 EUにおけるシステムレベルの政策決定と国家の存在感

三、 より良い問題解決のためのEU・国家関係

参考文献

二、 内容の紹介

本論文は、一九五〇年代以降の欧州統合が超国家性、とりわけ超国家的立法制度を一大特徴としてその目的実現手段に位置付けていたとみなし、果たしてそれがEU環境政策へ順調に定着されてきたのかどうかという問いかけから始まっている。

加盟国は、国家主権を狭隘な国益実現のために振りかざすのではなく、国際協調的な認識の下に国家主権を超国家

的な機構へ一部委譲する構想を提案し、それを現実の機構として機能させてきた。和達君は、この国家主権を制限する制度が国境を超えた対策を必要とする他の問題、例えば環境問題という今日的課題への対応に応用できるのではないかと考え、EUに注目している。今まで環境をめぐる国際的合意を妨げてきたのは国家主権の行使であり、それが制度的に否定されるという状況が、国境を超えた環境問題の解決、すなわち環境政策にとって新しい一步として捉えられるとみるのである。

しかし、現実のEU環境政策は、欧州統合およびEU全体の制度や理念の枠を大きく逸脱するものではなかった。二〇〇九年一二月に発効したリスボン条約においてはEU活動の監視に加盟国の議会を活かすなどEUの中の国家の役割を見直すような動きも指摘されるように、EUは連邦国家に一直線に向かっているわけではない。本論文は、欧州統合との関係性を踏まえつつ、問題解決を念頭に置くEU環境政策が試行錯誤したEU・国家関係の現実に多角的にアプローチし、そこから環境問題の解決へ示唆される政治学的含意を抽出しようとするものである。

このような問題意識に基づいて、本論文は、EU環境政策の実質的な開始時期となる一九七〇年代から、二〇〇〇

年代の拡大EU時代が本格化する以前の基本条約である二
ー
ス条約までの時期を対象に論じている。以下、各章の概
要を説明する。

まず、第一章では、第一次から第六次までの環境行動計
画を精査することによって、政策の進展に伴って生じてき
た政策課題や政策方針の変化からEU・国家関係を分析し
ている。ここで和達君は次の三点について指摘する。第一
に、EU環境政策は当初市場統合に伴う必要性から着手さ
れていたが、社会的関心の高まりに伴い環境政策の優先順
位は上がり、さらには国際社会におけるリーダーシップ発
揮に強い関心を示すようになったこと。第二に、一九九〇
年代に入るところから「補完性原則」の適用が強調されるよ
うになり、EU環境政策の役割は規範、政策枠組み、目標
数値の提示に収斂し、政策の具体的な展開は各国へ任され
る方向へ一層強化されたこと。第三に、政策開始当初は市
場統合との整合性を図るために製品や環境に係る統一基準
の採択、すなわち規制的手段がEUの政策手段の中心とな
っていたが、後に非規制的手段が台頭してきたことである。
第二章では、EU環境立法・政策決定過程に係る組織と
手続き規定を取り上げ、制度的特徴との関係からEU・国
家関係を論じている。EU環境立法に使用される共同決定

手続きは、国家主権の発現手段である加盟国の拒否権が否
定され、EU独自の機関である欧州議会は理事会決定を覆
すことが可能になっている。単なる政府間主義的組織では
ない、新しい政治決定の形が誕生し、それは実際の決定に
おいて用いられている。しかし、これを新しいEUという
国家の出現と捉えることは適当でないというのが和達君の
見解である。EU政策の中には国家主権を未だ保証した領
域が存在し、いくつかの事例からは、あくまでも国家間の
合意を尊重しようとする姿勢がみられる。このような実態
から、加盟国はEUにとって単なる構成要素でなく、極め
て重要な基本的政治単位としてEUとの共存関係を築いて
いると指摘している。

第三章では、EU・国家権限関係を規定する「補完性原
則」の意味と環境政策との関係について論じている。補完
性原則とは「共同体の排他的権限に属さない分野について
は、政策目的が構成国によっては十分には達成され得ず、
したがってその措置の規模または効果からみて共同体によ
る方がより良く達成できる場合に、共同体が措置をとる」
というもので、一九九〇年代からは欧州統合全体に適用さ
れる重要な原則として位置付けられ、専ら下位レベルの政
治体を指向するものとして解釈されてきた。環境政策にお

いては、同様な文言が発足当初より結果を追求する文脈で語られており、EU政策を機能的な視点から正当化する規準となってきた。このように補完性原則自体は出力、すなわち政策結果に照準を当てているものであるが、下位レベルの政治体を指向することは図らずも入力の方統性、言い換えれば、民主主義的要素の議論との関連性を感じさせることに繋がっていくと示唆する。この点は、本論文の一つの特徴的な解釈であり、次の四章とも関連する論点である。

第四章は、「ガバナンス白書」をきっかけにして、政策の方統性という観点からEU環境政策を論じている。ガバナンス白書は、二〇〇一年七月に欧州委員会から提出され、直接的にはサントール前欧州委員会へ向けられた市民の不信、より大きな流れから言えばマーストリヒト条約以降高まってきたEUに対する一般市民の不満・不信感へ答える意図が背景にあった。白書は、人々とヨーロッパを結び付けるにはどうしたらよいのか、そしてより効果的な政策を導き出すにはどうすべきかを「ガバナンス」という用語を使って検討している。そこでは、それぞれEU政策の入力の方統性・出力の方統性を高めることと言い換えられ、その対策はEU市民の参加や裁量的政策調整(OMC)のような政策手法の開発など幅広くに及んでいる。環境政策は

元来出力志向の政策だったが、近年入力プロセスについても注視されるようになり、補完性原則による権限制限、代議制による議論と決定、政策立案時における意見・協議、環境権と結び付いた手続き的手段は、合わせてEU環境政策の入力を制度的に支えている民主的の方統性の充実と捉え、その意義を考察している。

後半の第五章から第八章は、前半に扱った範疇にありながら、より詳細な事例の個別的な研究群となっている。第五章は、EUの制度的特徴が迅速なる決定を妨げた事例の政策決定過程研究である。「単一欧州議定書」下、「欧州環境機関(EEA)」設立に係る規則採択過程が関連基本条約条文を根拠に政府間主義的な交渉の場へと移行し、イシュー・リンケージによる決着を見た過程を追ったものであり、EU二次法採択過程と手続き・制度設計の密接な関係を明らかにした事例となっている。

第六章は、補完性原則の実践において最も議論を呼んでいる環境保護と自由貿易の対立をEU・国家権限の相克を中心に法学的・政治学的に紹介した事例研究である。EU環境政策が基本条約上極めて密接な関係を持ち、また拘束されているのが、「域内市場」の完成と維持というEUの任務であり、より厳しい環境保護を求める国家権限と自由

貿易を追求するEU権限をいかにして両立させているのかを判例および政策決定の事例から検討している。

第七章は、オゾン層破壊問題という国際的イシューへの対応をめぐるEC/EU・国家関係を扱った事例研究である。一九八〇年代から九〇年代前半にかけてのオゾン層保護問題レジーム形成を事例として、効果的な対外行動には事前の域内調整が必要であったこと、また当該問題に関する加盟国における政策や国民意識が他と異なるような場合には域内調整を強要されることが加盟国の不満を高めることになる指摘されている。

第八章は、同じく地球環境問題である気候変動のレジーム形成において、EUが国際的リーダーシップを要請されながらも、主導権を握りきれない状況を補完性原則と政策権限という点から取り上げた事例研究である。

以上、本論文は、政策変遷、政策原則、立法過程事例等からEU環境政策へアプローチし、EUは、環境政策においても、欧州統合から構築された制度的特徴および協調あるいは妥協や自制を生み出す政治環境によって国家主権の露骨な衝突を回避しようとしていることを例証している。しかし同時に、政策共同体として有効な、より小規模な単位としての国家の重要性も認識されていることに言及して

いる。

終章では、本論で展開してきた実証的手法による議論が要約され、EUと国家が政策権限を共有し、他のアクターとともに連携しあつて環境問題の解決にあたることの必然性と、またそれがゆえにEU・国家間の連携の在り方が問題解決の効果の点から今後とも問われ続けるであろうことを改めて確認している。

三. 評価

本論文の第一の意義は、EUを、国境を超えた問題解決の枠組みとみなし、EUの問題解決能力をEU・国家関係から考察するという視点の独自性である。通常、環境政策は最もEUらしい政策領域とみなされているが、それは環境汚染が国境通りに拡散せず、その対策も国境を超えたものとならざるを得ないからである。しかし、現実には、EUの問題解決能力は、EU・国家間関係によって大きく左右されており、そこに着目したのは和達君の重要な視点設定であった。

本論文の第二の意義は、政治学的観点からEU環境政策という先行研究の少ない新分野に早い時期から挑戦し、結実させたことである。今でこそEU域内市場の国際的影響

力が十分に大きくなり、EUの環境措置には世界中から常時関心が寄せられ、研究論文も多数出されているが、当初は参照すべき対象が少なく、議論設定や資料収集に苦心の程がうかがえる。

本論文の第三の意義は、国家主権の克服を意図した欧州統合の中で国家の有用性が改めて認識されたという結論である。EUは新たな国家の出現ではなく、今日的課題に直面してEUと加盟国は連携の妙こそが問われていると指摘している。この点で、欧州統合はやはり国際システムに新しい形をもたらししており、政治的実験としての要素を持っていることが例証されている。

また、環境政策で必要とされる強制力、それに伴うべき手続的権利やそれを保証する主体など共同体の権限分担の課題、より小規模で成熟した政治共同体としての国家とより上位の共同体の必要や効果の均衡をとる課題などは、環境問題だけでなく、EU政策一般に適用される論点といえよう。

本論文の第四の意義は、環境問題が技術のみで解決するものではないということを改めて示したことである。環境学が学際的学問と称されるように、現代に生きる私たちは自然科学のみならず社会科学、人文科学の人知を結集して

環境問題の解決にあたらなければならない。政治学はその一分野であるという意識が本論文から発信されている。蛸壺的議論に終わるのではなく、社会が求める問題解決に貢献する研究を目指す意義はきわめて大きいと言える。

このように本論文は、国家と国家を超えんとするEUの関係という大きな政治学的課題について、環境政策を事例にしてチャレンジした労作あり、独自性と実証性を兼ね備えた高い水準の研究であるが、また同時に問題点や課題もいくつか散見される。

第一の問題点は、本論文の個々の章の基礎を成している独立論文の多くは公刊され、すでに評価を受けているが、論文全体としては、これまで発表されてきた論文の集まりという印象を受け、一つの論文としての統一的な学問的なメッセージがやや弱いと感じられる。

第二の課題は、議論の緻密化に必要な情報量と情報源の多様性である。事例から帰納的に結論を導き出す手法に説得力を持たせるには、多くの論点と相当な数の事例によって例証していく必要がある。本論文で取り上げられた事例数はその点でやや不足気味であると言わざるを得ない。また、事例研究に使用された情報についても、一九九〇年代後半からEU側の公式サイトを通じた情報提供体制が整い

始めたが、それだけに依存することなく、現地での政策担当
者へのインタビューなど情報収集により積極的な展開が
あれば、事例研究もさらに充実したものになったであろう。

第三の課題は、欧州統合理論の利用と検討である。序章
においてリベラル政府間主義、新制度論、ガバナンス・ア
プローチなどこれまでの欧州統合理論に言及しながらも、
その後の議論には理論を利用することなく終わっている。
欧州統合のうちでもEU・国家関係という普遍的なテーマ
を論じるのであれば、理論的な考察をもう少し掘り下げて、
従来の議論とは異なる論文のオリジナリティをもっと前面
に押し出して欲しかった。理論と実証の相互検証による作
業があつてこそより高水準の議論と成果が期待され、学会
への貢献もより大きくなる可能性があつたといえる。

第四の課題は、国家主権に関する検討がもっとあつても
良かったのではないかという点である。国家主権は環境問
題および欧州統合におけるキーワードとなっており、政治
学における基本概念がこれらの新しい事象とどのような関
係を持ち、国際社会の中でどのような変化を遂げているの
かがより明確に論じられていれば、既存の理論への挑戦と
相俟つて本論の考察に揺ぎない軸を与えることとなったの
ではないだろうか。

第五の課題は、EUの超国家的機関としてEUの政策決
定過程に影響力をもつ欧州司法裁判所の環境政策分野にお
ける役割と限界についてもっと考察があつてしかるべきで
あつた。たしかに「欧州司法裁判所判例による条約解釈の
発展―デンマーク容器事件判決を中心に」(第六章二)が
あるが、他にももっと機微な事件の判決がその後出されて
いる。EU権限である物の自由移動と例外としての国家の
環境措置の間にどのようなバランスを欧州司法裁判所がと
っているのかが独自に考察されていれば、本論文の説得力
はもっと強くなったと思われる。

とはいえ、これらの課題はそれ自体が新たな独立した研
究テーマとなりえるものであり、それらを十分に検討して
いないことが、本論文の本質的な意義を損なうものとはい
えない。

四、結論

このように、問題点を抱え、将来に多くの課題も残して
いるが、和達容子君が提出した本論文は、EUを研究する
際最も基本となる国家とEUの関係を取り上げた欧州統合
研究として、またEUの環境政策を実証的に分析したこと
により環境政策研究としても、学界に対して多大な貢献を

行ったことは明白であり、その意義は誠に大きいと言える。
よって審査員一同は、本論文が、博士(法学)(慶應義
塾大学)の学位を授与するに十分値するものと判断し、そ
の旨を報告する次第である。

平成二二年一〇月二日

主査 慶應義塾大学法学部教授 田中 俊郎
法学研究科委員

副査 慶應義塾大学法学部教授 大山 耕輔
法学研究科委員 法学博士

副査 慶應義塾大学大学院 庄司 克宏
法学研究科教授